

別紙 1
国 海 運 第 6 5 号
平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

社団法人 日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局長

異常事態発生時における乗客への情報提供等の徹底について

この度、大型フェリーが荒天による動揺で乗客が負傷する事故を起こし、入港が当初予定から40時間遅れるという事案が発生したが、国土交通省において調査した結果、この間乗客に対する情報提供、状況説明が不十分であったことが明らかになった。

乗客の安全な輸送を最大の使命とする旅客船にとって、乗客への十分かつ適切な情報提供は重要な責務である。特に、今回のように荒天に伴う事故が発生し乗客が不安を抱く異常事態においては、通常にも増してきめ細かい情報提供や乗客に対する援護措置の実施が不可欠である。

については、貴協会において傘下事業者を指導し、荒天時、事故発生時等異常事態における情報提供及び乗客に対する援護措置の徹底を図られたい。